明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○大規模災害からの復興に関する法律の一部の施行期日を定める政令（二三六）　三
○大規模災害からの復興に関する法律施行令（二三七）　三

〔府　令〕
○大規模災害からの復興に関する法律施行規則（内閣府五一）　一四

〔府令・省令〕
○大規模災害からの復興に関する法律第十三条第二項及び第十九条第二項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する命令（内閣府・農林水産六）　一六
○大規模災害からの復興に関する法律第十二条第三項に規定する農林水産大臣、国土交通大臣等に対する協議に関する命令（内閣府・農林水産・国土交通一）　一七
○大規模災害からの復興に関する法律第十七条第四項、第十八条第四項及び第九項並びに第二十条第三項に規定する国土交通大臣等に対する協議に関する命令（内閣府・国土交通四）　一七
○大規模災害からの復興に関する法律第十三条第六項に規定する国土交通大臣、環境大臣等に対する協議に関する命令（内閣府・国土交通・環境一）　一七

〔省　令〕
○農林水産省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則（農林水産五七）　一七
○農地法施行規則の一部を改正する省令（同五八）　一七
○農林水産省・国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則（農林水産・国土交通二）　一七
○農林水産省・国土交通省・環境省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則（農林水産・国土交通・環境一）　二〇
○地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令（国土交通六八）　二〇
○国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則（同六九）　二〇
○都市計画法施行規則の一部を改正する省令（同七〇）　二〇
○国土交通省・環境省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則（国土交通・環境一）　二三

〔告　示〕
○大規模災害からの復興に関する法律施行令第四十三条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を定める件（内閣府二〇四）　二三
○農林水産省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則第三条第二項及び大規模災害からの復興に関する法律第十三条第二項及び第十九条第二項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する命令第一条第二項の農林水産大臣が定める書類（農林水産二三七八）　二三
○農林水産省・国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則第一条及び大規模災害からの復興に関する法律第十二条第三項に規定する農林水産大臣、国土交通大臣等に対する協議に関する命令第一項の農林水産大臣及び国土交通大臣が定める書類（農林水産・国土交通三）　三
○農林水産省・国土交通省・環境省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則第一条及び第二条の農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める書類（農林水産・国土交通・環境一）　三
○国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則第五条から第八条まで及び大規模災害からの復興に関する法律第十七条第四項、第十八条第四項及び第九項並びに第二十条第三項に規定する国土交通大臣等に対する協議に関する命令第二条から第四条までの国土交通大臣が定める書類等（国土交通八〇二）　二四
○国土交通省・環境省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則本則及び大規模災害からの復興に関する法律第十三条第六項に規定する国土交通大臣、環境大臣等に対する協議に関する命令第一項の国土交通大臣及び環境大臣が定める書類（国土交通・環境一）　二四

本号で公布された法令のあらまし

◇大規模災害からの復興に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二三六号）（内閣府本府）

大規模災害からの復興に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日を、平成二五年八月二〇日とすることとした。

◇大規模災害からの復興に関する法律施行令（政令第二三七号）（内閣府本府）

1　総則

大規模災害からの復興に関する法律（以下「法」という。）第二条第五号の政令で定める公共の用に供する施設は、広場、緑地、水道、河川及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設とすることとした。（第一条関係）

2　復興のための特別の措置

(一)　復興計画に係る特別の措置

(1)　法第一六条第一項に規定する土地改良事業の要件を定めるとともに、同項の規定により行う土地改良事業の国庫補助率を定めることとした。（第二条関係）

(2)　法第二〇条第八項の規定により、特定被災都道府県及び特定被災市町村が負担する地籍調査に要する経費の算定方法を定めることとした。（第三条関係）

(3)　法第二八条第四項の規定に基づく届出対象区域において届出を要する行為及び届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為を定めることとした。（第四条関係）

(4)　法第三四条第四項の規定により、土地収用法（昭和二六年法律第二一九号）第九四条第二項の規定により裁決を申請しようとする者は、裁決申請者の氏名及び住所等を記載した裁決申請書を提出しなければならないこととした。（第五条関係）

(5)　法第一二条第二項及び第三項、第一三条第一項、第二項、第五項及び第六項、第一八条第九項並びに第二〇条第二項及び第三項に規定する国土交通大臣、農林水産大臣及び環境大臣の権限のうち、地方支分部局に委任する権限を定めることとした。（第六条関係）